

エニウェイ介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下「法人」という）が実施する。

株式会社エニウェイ ラーニングスクール エニウェイ
岐阜県高山市岡本町三丁目 206 番地

（設置目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉に関する専門的な知識・技術及び医療的ケアに関する知識・技能の習得により、質の高い介護サービスを提供できる人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

（研修期間）

第4条 受講期間は、原則として開講日から修了日までを6ヶ月とする。

（研修事業の名称）

第5条 研修事業の名称は次のとおりとする。

エニウェイ介護福祉士実務者研修 通信課程

（研修会場）

第6条 前条の研修を行うために使用するスクーリング会場は次のとおりとする。

岐阜県高山市岡本町 3-206
ラーニングスクール エニウェイ

（事務局窓口休業日）

第7条 原則、休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設長が認める場合には、休業日を変更することがある。

- （1）年末年始 12月29日～1月5日
- （2）毎週土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する日
- （3）法人、及び事業所行事等による臨時休業日
- （4）天災等やむを得ない事情により研修が行えないと当施設が認めた日

(受講対象者)

第8条 受講の対象者は下記の条件を満たすものとする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指しているものであって、無資格者又は介護職員初任者研修修了者であること。
- (2) 男女を問わず心身共に健全であること。
- (3) スクーリングに全日程参加できること。
- (4) 岐阜県内に在住している者で、面接授業の受講に支障のない者。

(入所の時期)

第9条 法人指定日とする。

(定員)

第10条 定員は1コース15名とする。

(受講料)

第11条 受講費用は次のとおりとする。(教材費及びeラーニングID含む)

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 介護職員初任者研修修了者 | 110,000 円 (税込) |
| (2) 無資格者 | 143,000 円 (税込) |

(受講申し込み手続き)

第12条 受講申し込みの手続きは次のとおりとする。

- (1) 当施設指定の「介護福祉士実務者研修受講申込書」に必要事項を記載し、指定の期日までに提出する。
「介護職員初任者研修修了者」は「介護職員初任者研修修了者証」の写しを添えて、指定の期日までに提出する。
ただし、定員に達した時点で申し込み受け付けは終了する。
また、応募者が定員に対し少数の場合は、開講を中止する場合がある。
- (2) 書類審査により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
受講者が納入を指定の期日までに実行しない場合、当施設は受講を取り消すことができる。
- (4) 当施設は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(解約の条件及び返金の有無)

第13条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講者からの解約は次のとおりとする。

- (1) 教材を受領した日から起算して8日間を経過するまではキャンセルをする旨を書面にて当社に連絡及び教材の返却をすることにより、契約を解除できる。
ただし、教材の破損があった場合には教材費は返還しない。

- (2) (1) の期間後、解約の希望がある場合は受講者本人より開講の 3 日前までに当社にその旨を書面にて連絡する。当社は連絡確認後、納入された受講料の半額を返還する。なお、この場合は教材の返還は必要ないものとする。

(教育課程及び授業時間数)

第 14 条 教育課程及び授業時間数は、下記の通りとする。

科 目	無資格者	介護職員初任者研修修了者
人間の尊厳と自立	5	免除
社会の理解 I	5	免除
社会の理解 II	30	30
介護の基本 I	10	免除
介護の基本 II	20	20
コミュニケーション技術	20	20
生活支援技術 I	20	免除
生活支援技術 II	30	免除
介護過程 I	20	免除
介護過程 II	25	25
介護過程 III (スクーリング)	45	45
発達と老化の理解 I	10	10
発達と老化の理解 II	20	20
認知症の理解 I	10	免除
認知症の理解 II	20	20
障害の理解 I	10	免除
障害の理解 II	20	20
こころとからだのしくみ I	20	免除
こころとからだのしくみ II	60	60
医療的ケア (通信)	50	50
医療的ケア講義・演習 (スクーリング)	規定回数	規定回数
合 計	450 時間+ 医療的ケア講義・演習	320 時間+ 医療的ケア講義・演習

(受講者の本人確認)

第 15 条 受講者の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書の写しを添付し、受講証明書には受講者本人の顔写真を添付する。
- (2) 受講者はスクーリング初日に公的な身分証明書 (運転免許証等) を持参し、事務職員が確認をする。

(3) 通学毎に、受講者は出席簿に押印する。

(教職員組織)

第16条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 養成施設長 (校長) | 1 名 |
| (2) 専任教員 | 1 名以上 |
| (3) 講師 (介護過程Ⅲ) | 1 名以上 |
| (4) 講師 (医療的ケア) | 1 名以上 |
| (5) 事務職員 | 2 名 |

(使用教材)

第17条 使用する教材は次のとおりとする。

介護福祉士実務者研修テキスト (中央法規)

1 巻 : 人間と社会

2 巻 : 介護Ⅰ－介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術

3 巻 : 介護Ⅱ－介護過程

4 巻 : こころとからだのしくみ

5 巻 : 医療的ケア

(研修欠席者の取り扱い)

第18条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合には欠席とする。

やむを得ず欠席する場合には、必ず電話等により届け出ることとする。

早退は欠席扱いとする。

(補講の取扱い)

第19条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。ただし、補講にかかる授業料については、1時限(90分)当たり3,000円(消費税込)を受講者の負担とする。

(通信学習の実施方法)

第20条 通信学習の実施方法は次のとおりとする。

(1) 学習方法

受講者はeラーニング専用Webページにて回答しなければならない。

(2) 評価の方法

eラーニングにて70点以上をクリアしなければ、その学習課題は修了とならない。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙で郵送あるいはEメール、eラーニング専用Webページで受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第21条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に法人研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
 - (2) 面接授業に出席するためには、法人の定める期日までに通信学習を修了していることが条件である。
 - (3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者(安定期にあるものは除く)、感染症に感染している者、またはその疑いがあるものは受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。
- 2 面接授業の評価は、全日程に出席したのに対し、指導教員の報告に基づき、総合的成績を評価する。

(在籍期限)

第22条 在籍期限は1年以内とする。ただし、やむを得ない場合については手続きのうえ、2年までとする。

(受講の取り消し及び除籍)

第23条 次に該当するものは、受講の取り消し若しくは除籍とすることができる。

受講料の返金は原則行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本文に反した者
- (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者
- (4) 第22条に定める在籍期限を過ぎた者

ただし、(1)と(2)に関しては、双方(受講者と法人)の意思を確認の上決定する。

(休学)

第24条 受講者が、疾病等のやむを得ない事由によって休学する場合は、休学願を提出し養成施設長の承認を得なければならない。

(復学)

第25条 前条の者が復学しようとするときは、復学願を提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

(退学)

第26条 受講者が退学しようとするときは、その事由を記載した退学届を提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

(修了認定方法)

第27条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

指定されたカリキュラムを全て履修し、授業料の未納のない者に対し、科目ごとに①事前通信学習、②演習の実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し判断する。

(修了証明書の交付)

第28条 第27条により修了を認定された者は、法人において修了証明書を交付する。

(個人情報の保護)

第29条 法人が知り得た受講生に係る個人情報は、法人の定める個人情報保護規定（別記）に基づき適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第30条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講生の不利益にならないよう最善の措置を講じるものとする。

(施行細則)

第31条 この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は、令和元年9月2日より施行する。

令和5年7月1日 改定